

20. (Gno.61) 生命倫理と法

代表：只木 誠

2011/02/04 (承認) 2011 年度 (開始)

【研究の目的】

比較法的な見地から、終末期医療、安楽死、胚の保護、患者の承諾等の問題を取り上げて、法制度、医療制度・環境などの面から、ドイツとわが国との現状の比較、検討の作業を行い、これを通して、生命倫理と法の問題について考察する。

【研究活動及び成果】

総括

本共同研究グループにおいては、日本とドイツの「生命倫理」と「法」にまつわる立法状況、現状、諸問題について、比較法的に考察・検討することをテーマとしているところ、2022 (令和 4) 年度、グループ所属の各メンバーにおいては、それぞれの課題についてこれを掘り下げる研究活動を行った。グループの活動としては、まず、比較法研究所の主催のもと 2019 年 10 月 5 日・6 日の両日本学において開催された生命倫理と法・日独国際シンポジウムの報告集が一昨年 3 月に日本比較法研究所叢書として刊行されているところ、ドイツにおける同報告集(ドイツ語版)の刊行についても、その後、ドイツ側事務局・執筆者陣との連絡・調整を重ね、2022 年 4 月に実現に至っている。

また、研究活動の一端として、10 月 19 日(水)には、ドイツ・ハレ大学の Rosenau 教授による講演会「自殺幫助の基本権—ドイツ法における議論—」が催され、同教授を囲んで、参加者との間で活発な議論が交わされた。年が明けた 3 月には、研究グループのメンバーである大杉一之氏(北九州市立大学准教授)に労をおとりいただき、同じく研究グループのメンバーである秋山紘範氏(大東文化大学法学部非常勤講師)とともに北九州市立病院機構 臨床研究推進センター臨床研究推進係長・稲田実枝子へのインタビューを行い、事前指示、ACP (家族会議)、臓器移植と承諾の現状など、臨床現場における医療上の倫理問題の諸問題について話を伺った。

なお、研究関連の資料の収集・整理作業については、リサーチ・アシスタントがこれを担当している。